

## 令和7年第7回 教育委員会会議 定例会 会議録

1 日時 令和7年5月28日(水) 16時14分～16時33分

2 場所 教育委員会会議室

3 出席者

教育長 桑原昭佳

委員 上田敬子(議長)、大隈恵子、高石双樹

事務局職員

教育部長(山田哲史)、教育総務課長補佐(大久保恵子)、学校教育課長(吉村浩一)、  
学校教育課長補佐(川波麻理、平田隆輔、栗原美紀)、教育施設課長(斎藤浩)、  
生涯学習課長(松村浩史)、文化課長(瀬尾善忠)、文化課文化財保護推進室長(樋口嘉彦)

書記

教育総務課総務係長(瓜生知世理)、教育総務課総務係員(湯浅美穂)

4 案件

(1) 議決事項

議案第17号 飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会委員の委嘱又は任命

議案第18号 学校運営協議会委員の任命

議案第19号 飯塚市中心身障がい児(生)就学指導委員会委員の委嘱又は任命

議案第20号 飯塚市文化財保存活用推進委員会委員の委嘱

議案第21号 「内野御茶屋絵図」の市文化財指定

(2) 報告事項

報告第16号 令和7年度飯塚市学校開放日の日程について

報告第17号 工事請負契約について

(3) 協議事項

① 教育行政について

◆令和7年第7回教育委員会会議 定例会 会議録

(開催日時：令和7年5月28日(水) 16時14分～16時33分)

○上田委員

ただいまより令和7年第7回教育委員会会議 定例会を開会いたします。

■議案第17号 飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会委員の委嘱又は任命

《説明：学校教育課長(吉村浩一)》

議案第17号「飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会委員の委嘱又は任命」についてご説明いたします。

議案書1ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会委員において、飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会規則第5条第3項の規定により、解嘱又は解任となる委員が生じたことに伴い、同規則第4条の規定に基づき、補欠の委員を委嘱又は任命するため、飯塚市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第12号の規定に基づき本案を提出するものです。

議案書2ページに今回委嘱、任命することとなる前任、後任の委員名簿、3ページには委員全員の名簿を掲載しております。なお、後任委員の任期は前任委員の残任期間となります。

以上、簡単ではございますが、議案第17号についての説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第18号 学校運営協議会委員の任命

《説明：学校教育課長(吉村浩一)》

議案第18号「飯塚市学校運営協議会委員の任命」についてご説明いたします。

議案書4ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、飯塚市学校運営協議会規則第3条第1項の規定に基づき、学校運営協議会を設置する学校として既に指定を受けている17校において、同規則第7条第4項の規定により解任となる委員が生じたこと等に伴い、同規則第6条の規定に基づき、新任及び補欠等の委員を任命するため、飯塚市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第12号の規定に基づき、本案を提出するものです。

議案書5ページには、補欠等の委員を任命する17校の名称を一覧形式で掲載しております。議案書6ページから39ページにかけては、新旧及び全員名簿を掲載しております。なお、後任委員の任期は前任者の残任期間となっております。

以上、簡単ではございますが、議案第18号の説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第19号 飯塚市心身障がい児(生)就学指導委員会委員の委嘱又は任命

《説明：学校教育課長(吉村浩一)》

議案第19号「飯塚市心身障がい児(生)就学指導委員会委員の委嘱又は任命」についてご説明いたします。

議案書40ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、飯塚市心身障がい児(生)就学指導委員会において、飯塚市心身障がい児(生)就学指導委員会規則第5条第3項の規定により、解任となる委員が生じたことに伴い、同規則第4条の規定に基づき、補欠の委員を任命するため、飯塚市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第12号の規定に基づき、本案を提出するものです。

議案書41ページには、前任、後任の委員名簿、議案書42ページには、委員全員の名簿を掲載しております。なお、後任委員の任期は、前任者の残任期間となっております。

以上、簡単ではございますが、議案第19号についての説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

#### ■議案第20号 飯塚市文化財保存活用推進委員会委員の委嘱

《説明：文化課長(瀬尾善忠)》

議案第20号「飯塚市文化財保存活用推進委員会委員の委嘱」についてご説明いたします。

議案書の43ページをお願いいたします。提案理由としましては、飯塚市文化財保存活用推進委員会の任期満了に伴い、飯塚市文化財保存活用推進委員規則第5条及び第9条第2項の規定により委員を委嘱するため、飯塚市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第12号の規定に基づき、本案を提出するものでございます。

議案書の44ページをお願いいたします。飯塚市文化財保存活用推進委員会委員の任期は、本年6月1日から令和9年5月31日までの2年間で、名簿のとおり8名の方を委嘱するものでございます。

45ページをお願いいたします。飯塚市文化財保存活用推進委員会の専門部会として、歴史資料館協議会、古代史跡協議会、近代化遺産協議会を設けておりますが、その委員の任期は、同じく本年6月1日から令和9年5月31日までの2年間とし、名簿のとおり歴史資料館協議会で6名、古代史跡協議会で4名、近代化遺産協議会で6名の方を委嘱するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第20号についての説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

#### ■議案第21号 「内野御茶屋絵図」の市文化財指定

《説明：文化課長(瀬尾善忠)》

議案第21号「内野御茶屋絵図」の市文化財指定について、ご説明をいたします。

議案書の46ページをお願いいたします。本物件の文化財指定につきましては、令和6年3月18日に開催されました飯塚市文化財保護審議会において諮問を行ったところ、令和7年3月21日に開催された本審議会において、飯塚市有形文化財に指定することに相当するとの答申をいただきました。

これを受けまして、飯塚市文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、「内野御茶屋絵図」を市指定文化財とするため、飯塚市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第11号の規定に基づき本案を提出するものでございます。

議案書の47ページの資料をお願いいたします。本物件の指定区分は有形文化財の歴史資料となります。名称及び員数につきましては、「内野御茶屋絵図、1 鋪」でございます。所有者並びに管理者は飯塚市で、現在は飯塚市歴史資料館で収蔵管理をしております。

48ページに物件の概要、49ページに写真を掲載しておりますが、内野御茶屋絵図は筑前六宿の一つである内野宿に設置された藩主の休泊施設である御茶屋の図面となります。

本絵図は建物および庭に着色が施され、部屋の名称、床・天井・壁の仕上げ、建具の名称・員数などが詳細に書き込まれております。本絵図の作成された起点は文化6年である1805年ですが、本絵図を特徴付ける1つの要素である部屋名・建具等の書き込みを以って成立とするならば文化8年である1811年に成立したと言えます。さらにその後の追記も外構部分に僅かに見られることから、本絵図はその時々々の要請に応じて加筆修正され、その結果として重層的に成立したものといたします。

絵図の作成の目的は明らかではありませんが、絵図に加筆された柱書や他の資料より、宿代官就任に際し、御茶屋及び建具等の管理のために供されたものと推察できます。

福岡藩の御茶屋絵図は本絵図の他に山家、赤間、箱崎、底井野など複数確認されておりますが、本絵図は赤間と並び、外構から建具の種類に至るまで詳細に記載されております。御茶屋建築の本質を理解する上で有益な資料と評価されております。

本絵図は、江戸時代後期頃の内野宿御茶屋の様相を現代に伝え、その精緻さは福岡藩内の御茶屋絵図の中でも特筆すべきものです。このように、本絵図は歴史的価値を多分に有しているため、本件を指定して保存に万全を期するものであります。

説明は簡単であります、以上でございます。

#### ○高石委員

資料では起点は文化2年となっており、説明では文化6年となっておりましたが、どちらが正しかったでしょうか。

#### ○文化課長

作成された起点の年は文化6年と説明しておりましたが誤っておりました、資料の文化2年が正しい年です。よろしくお願ひします。

(原案可決(全会一致))

#### ■報告第16号 令和7年度飯塚市学校開放日の日程について

《説明：学校教育課長(吉村浩一)》

報告第16号「令和7年度飯塚市学校開放日の日程について」ご報告いたします。

議案書58ページをお願いいたします。令和7年度の学校開放日は、11月4日火曜日に実施いたします。

実施校は、飯塚市立各小・中学校、福岡県立嘉穂高等学校附属中学校、飯塚日新館小・中学校を予定しております。

議案書59ページの別紙、実施要項をお願いいたします。これまで学校開放日は、年2回実施してまいりましたが、令和7年度より年1回の実施としております。実施する具体的な内容については、これまでと同様に、「地域とともにある学校づくり」の理念のもと、各学校の特色ある教育活動を公開するように努めることとしております。

市民への啓発につきましては、飯塚市報やホームページでの掲載、各新聞社への掲載要請、各学校から保護者・校区住民等に対するの広報、市内企業等で働く保護者の参加要請を実施し、多くの方々へ参加を呼び掛けることとしております。実施後は、当日の実施調査を行い、各学校の公開内容一覧を作成いたします。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

#### ■報告第17号 工事請負契約について

《説明：生涯学習課長(松村浩史)》

報告第17号「工事請負契約」についてご報告いたします。

議案書の60ページをお願いいたします。イイツカコミュニティセンターの大規模改修工事につきましては、前回の本定例会におきまして、コミュニティセンター大規模改修(その1)工事他5件を含めた合計6件を報告しておりました。今回は、この大規模改修関係の各種工事におきまして、本定例会に報告す

べき案件の最後の1件の工事につきまして、報告させていただくものでございます。

本件につきましては、コミュニティセンター大規模改修（その3）工事といたしまして、当該センター内の市職務執務室、図書館の事務室、図書館の開架室、並びにサンクスホールの改修を行うものでございます。株式会社春田建設と、契約額8,624万円で契約を締結しております。

以上、簡単ではございますが報告を終わります。

■教育行政について

（継続審議）

○上田委員

以上をもちまして、本日の全ての議題の審議は終了いたしました。

これをもちまして、令和7年第7回教育委員会会議 定例会を閉会いたします。

なお、次回定例会につきましては、令和7年6月27日（金）10：30からです。